

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例の一部を改正する条例 【条 例】 ○ 公布した条例の解説 【解 説】
		担当課（室）	
			目次
			担当課（室）

号外 岡山県公報 平成28年9月30日

岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第五十七号

岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例の一部を改正する条例
岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例（平成十七年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（計画期間が五年未満のものを除く。）」を削る。

第三条中「計画期間が五年未満のもの及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例の一部を改正する条例について
県行政の全般に係る基本的な計画について、計画策定の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った実効性及び透明性の高い県行政を推進するため、計画期間に関わらず議会の議決事件とする等所要の改正を行ったものである。